

# 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（案）」について

平成 29 年 2 月  
内閣オリパラ事務局

## 1. 経緯及び趣旨

- 障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる 2020 年パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会。この機を逃さず、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開する。
- このため、昨年 2 月、オリパラ担当大臣を議長とするユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議を設置し、様々な障害者団体（18 団体）等の参画を得て、共生社会の実現に向けた施策を総合的に検討。（障害者団体の参画する分科会を計 12 回開催）
- 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」）を決定するに当たり、同連絡会議を関係閣僚会議に格上げし、障害者団体の出席を得て、本日、第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議を開催。行動計画の主なポイントは以下の通り。

## 2. 行動計画(案)の主なポイント

### (1) 政策立案段階からの障害者参画

障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること。

## (2) 主な施策

### <ユニバーサルデザインの街づくり分野>

- 1) 来年度中に交通バリアフリー基準（省令）・ガイドラインを改正
- 2) 今年度中にホテル等の建築物に係る設計標準を改正

### <心のバリアフリー分野>

- 1) 2020年度からの学習指導要領改訂を通じ、各教科の教科書の記載を充実し、すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導
- 2) 来年度以降、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及
- 3) 全国で障害者等を支援する意思を持つ人々が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する仕組みを創設することで、ボランティア文化を醸成

## 3. 2020年に向けた実行性担保のための継続的な方策について

2020年にこれら施策が確実に実現されるよう、障害当事者等を過半とする評価会議を毎年開催し、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保。

- 成田空港、羽田空港の他、国際線の主要な空港である関西空港、中部空港、新千歳空港、福岡空港、那覇空港等についても、平成28年度中に数値目標の設定、取組の具体化を行う。(一部再掲)
  - 航空旅客ターミナルにおいて、障害者差別解消法に基づく障害のある人への不当な差別の禁止等に係る対応方針を平成28年度中に策定し、策定後はターミナル事業者への対応指針の遵守及びターミナル内の他の事業者との連携を図るよう働きかけを行う。
- iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進 (一部再掲) [国土交通省]
- バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバスについては、羽田・成田の両空港で実施している実証運行により得られた課題も踏まえ、リフト付バス以外の車両(例:スロープ付ダブルデッカー)等の導入、バリアフリー車両の効率的な運用等についても検討しつつ、既存の支援制度も活用したバリアフリー化を図る。
  - 併せて、図柄入りナンバープレート制度検討会のとりまとめ(平成28年5月)等を踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金の活用を前提に、更なるUDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図るとともに、数値目標の見直しについても検討を行う。
  - なお、観光バス等の貸切バスのバリアフリー化については、利用者ニーズや事業者の対応状況などの実態を把握した上で、リフト付バス等のバリアフリー車両の導入促進策等について検討を行う。

#### ⑤ ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

障害のある人、高齢者等誰もが自立して移動できる環境を整備するためには、人的支援に加えて、必要な情報を分かりやすく提供することが不可欠である。情報バリアフリーの実現の観点から、従前の案内表示や情報提

供を充実していくことは勿論であるが、これに加え、ICTを活用し、人々が身体的特徴等それぞれの移動制約に応じた情報を収集できる環境整備を推進する。なお、以下の取組を進めるにあたって、関係府省は、全体としての効果が最大となるよう、十分に連携を行う。また、タッチパネルの画面操作が困難な人等様々な状態の障害のある人に配慮した検討が必要である。

(具体的施策)

i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組

歩行者のための移動支援サービスの実現に向けて、測位環境等の整備、バリアフリー情報の収集及びオープンデータ化を進め、G空間情報センター<sup>8</sup>等を通じて提供するとともに、システムの構築に資するモデルケースとなる実証実験を行い、空港から競技会場まで屋内外シームレスな移動支援を可能にする民間サービスの創出を促進し、2020年(平成32年)までの実用化を目指す。

- ▶ GPS が使えない屋内・地下における測位環境<sup>9</sup>を構成する機器について、公衆に開放された「パブリックタグ<sup>10</sup>」としていくため、標準仕様を平成28年度末までに作成するとともに、パブリックタグの登録・設置を推進し、オープンデータとして公開する。[国土交通省]
- ▶ 歩行者の移動支援サービスの提供にあたって必要な歩行空間の段差や勾配等の情報や沿道施設のバリアフリー設備に関する情報について、情報を収集する際の仕様を平成28年度に改訂するとともに、多様な主体による効率的データ整備・更新手法について平成30年度を目途に検討を進める。これらの成果等を踏まえ、競技会場周辺エリア等においてバリアフリー情報を収集してオープンデータとして公開する。[国土交通省]

---

<sup>8</sup> G空間情報センターとは、地図情報などのG空間情報を容易に検索し、入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体の連携確保のために必要な基盤としての機能を有するもの

<sup>9</sup> 測位環境とは、GPSの電波が届かない屋内等で、スマートフォン等の位置をWi-Fiやビーコンなどの様々な技術を用いて測れる環境

<sup>10</sup> パブリックタグとは、Wi-Fiやビーコン等の屋内測位に利用可能なデバイスであって、その位置情報が誰でも検索・取得・利用が可能な状態にあるもの

- 東京駅周辺、新宿駅周辺、成田空港、及び日産スタジアム（横浜国際総合競技場）をモデルケースとして、平成 28 年度に車椅子利用者等に対応した移動支援サービスの実証実験を実施する。平成 29 年度以降は、視覚障害者への対応等サービス内容の充実を図るとともに、民間事業者との連携を強化し、移動支援サービスの普及を促進する。  
[国土交通省]

ii) 個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組

- 交通系 IC カードやスマートフォンと共通クラウド基盤を連携・活用することにより、情報提供やサービス連携を行い、高齢者、障害のある人等個人の属性に応じたサービスを提供する。例えば、障害のある人等が登録した属性情報に応じた最適な経路のデジタルサイネージへの表示等、誰もが利用しやすいバリアフリー情報の提供を目指し、2020 年（平成 32 年）までの社会実装に向け取組を推進する。[総務省]

iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組

- 車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所要時間に関する情報を提供する乗換検索システムの実現を目指し、有識者、障害のある人、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、平成 28 年度末までに対応方針をとりまとめる。平成 29 年度以降は対応方針に基づき、早期の実現に向けた関係者への働きかけを行うことにより、事業者のシステム開発を促進する。[国土交通省]
- 視覚障害のある人、聴覚障害のある人向けに、鉄道車両内で、走行位置が音声や文字情報により案内可能なスマートフォンアプリの導入実現に向けて、平成 28 年度末までに適用可能な技術の調査を実施する。平成 29 年度以降は調査結果を踏まえて早期の実現に向けた関係者への働きかけを行うことにより、事業者のアプリ開発を促進する。  
[国土交通省]